

奈良工業高等専門学校事務組織規程

平成19年4月1日 制定

令和6年7月11日 改正

第1章 総則

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構の組織に関する規則（機構規則第1号）及び独立行政法人国立高等専門学校機構の本部事務局の組織等に関する規則（機構規則第4号）並びに奈良工業高等専門学校学則の規定に基づき、奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）の事務組織及びその所掌事務を定めることを目的とする。

第2章 事務組織

第2条 奈良工業高等専門学校の事務部に総務課及び学生課を置き、その事務を分掌させるためそれぞれ次の係を置く。

総務課	総務係
	人事係
	企画・研究協力係
	財務係
	契約係
	施設係
学生課	教務・入試係
	学生係
	寮務係
	図書・情報係
	国際交流係

第3条 事務部に部長を、課に課長を、係に係長を置く。

- 2 事務の運営に必要があるときは、課に課長補佐、専門員及び専門職員を、係に主任を置くことができる。
- 3 事務職員は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則（機構規則第6号）第32条に基づき、誠実に職務を遂行するものとする。

第4条 事務部長は、事務部の事務を総括し、課長は、課の事務を処理する。

- 2 課長補佐は、課長を補佐する。
- 3 専門員は、専門的な見地から課長を補佐する。
- 4 専門職員は上司の命を受け、課の事務に関する専門的事項を処理する。
- 5 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。
- 6 主任は、係長を補佐する。
- 7 課の一般職員は、課の業務に従事する。

第3章 事務分掌

第5条 総務課の各組織は、次の事務をつかさどる。

課長補佐（総務・企画担当）

- 一 総務課の総括及び連絡調整に関すること（会計に関することを除く）
- 二 将来計画に関すること
- 三 組織の設置及び改廃に関すること
- 四 中期目標，中期計画及び年度計画に関すること
- 五 危機管理の総括に関すること
- 六 諸規則の制定及び改廃の総括に関すること
- 七 男女共同参画に関すること
- 八 総務・企画事務の重要な事項に関すること

課長補佐（会計担当）

- 一 会計事務の総括及び連絡調整に関すること
- 二 会計に係る諸規則に関すること
- 三 監査及び会計検査の総括に関すること
- 四 予算の編成及び配分に関すること
- 五 予算の管理・決算の総括に関すること
- 六 会計事務の重要な事項に関すること

総務係

- 一 学校事務の連絡調整に関すること
- 二 渉外並びに秘書事務に関すること
- 三 儀式，会議並びに諸行事に関すること
- 四 公印の管守（会計機関及び学生課で使用する公印を除く。）に関すること
- 五 公文書類の発送，接受及び整理保存に関すること
- 六 文書管理に関すること
- 七 個人情報保護に関すること
- 八 情報公開に関すること
- 九 自己評価・外部評価に関すること
- 十 広報に関すること（学生課に属することを除く）
- 十一 沿革史その他諸記録の編さん及び保存に関すること
- 十二 学校要覧等刊行物に関すること（学生課に係るものを除く）
- 十三 公開講座に関すること
- 十四 校内の警備に関すること
- 十五 法人登記に関すること
- 十六 公用車に関すること
- 十七 総務係に係る諸調査，統計及び報告に関すること
- 十八 その他の課及び係に属しない事項に関すること

人事係

- 一 教職員の任免，分限，懲戒及び服務等に関すること

- 二 教職員の定員等の管理に関する事
- 三 教職員の給与及び諸手当の決定、支払並びに所得税等の徴収に関する事
- 四 教職員の人事記録の作成及び保管に関する事
- 五 教職員の勤務成績に関する事
- 六 教職員の研修プログラムに関する事
- 七 教職員の衛生管理及び災害補償に関する事
- 八 共済組合に関する事
- 九 退職手当に関する事
- 十 教職員の栄典、表彰及び賞罰に関する事
- 十一 教職員の兼業に関する事
- 十二 財産形成貯蓄に関する事
- 十三 教職員に関する諸証明に関する事
- 十四 人事係に係る諸調査、統計及び報告に関する事
- 十五 就業規則に関する事
- 十六 教職員の団体にに関する事
- 十七 労使協定に関する事
- 十八 勤務時間管理の統括及び教職員（非常勤講師を除く）の勤務時間管理に関する事（旅行命令を含む）
- 十九 教職員の福利厚生に関する事
- 二十 諸謝金等の支出関連書類の作成に関する事
- 二十一 その他人事に関する事

企画・研究協力係

- 一 産学官金連携、地域連携及び研究協力に関する事
- 二 共同研究、受託研究、奨学寄附金等外部資金の受入れに関する事
- 三 科学研究費補助金の申請に関する事
- 四 知的財産権（発明及び特許権等）に関する事
- 五 内地研究員及び在外研究員に関する事
- 六 出前授業に関する事
- 七 所掌に係る諸調査、統計及び報告に関する事

財務係

- 一 予算の管理・決算に関する事
- 二 監査及び会計検査に関する事
- 三 旅費の計算及び支出関連業務に関する事
- 四 債権の管理に関する事
- 五 収入及び支出に関する事
- 六 科学研究費補助金の経理に関する事
- 七 会計機関の使用する公印の監守に関する事
- 八 教職員宿舎に関する事
- 九 損害保険プログラムに係る保険会社との連絡窓口に関する事

- 十 計算証明に関する事
- 十一 現金、預貯金及び有価証券に関する事
- 十二 自己収入、運営費交付金、外部資金及び預り金の経理並びに残高等確認に関する事
- 十三 出納保管に関する事
- 十四 財務会計システムの運用に関する事
- 十五 会計に係る企画に関する事
- 十六 財務係に係る諸調査、統計及び報告に関する事
- 十七 その他会計に関する他係に属しない事項に関する事

契約係

- 一 物品の管理及び計画に関する事
- 二 物品の調達及び役務の契約（施設係及び学生課図書・情報係の所掌に係るものを除く。）に関する事
- 三 不用物品の処分及び売払に関する事（学生課図書・情報係の所掌に係るものを除く。）
- 四 物件費等の支出関連書類（施設係及び学生課図書・情報係の所掌に係るものを除く。）の作成に関する事
- 五 物品の出納及び保管に関する事
- 六 清掃業務及びその他労務作業（施設係及び学生課図書・情報係の所掌に係るものを除く。）に関する事
- 七 寄付物品の受入れに関する事
- 八 毒物及び劇物等の安全管理に関する事
- 九 契約係に係る諸調査、統計及び報告に関する事

施設係

- 一 施設整備、営繕工事に係る計画に関する事
- 二 施設のマネジメント及び点検・評価に関する事
- 三 施設整備、営繕工事並びに不動産に係る設計、契約、施工管理、監督及び届出等に関する事
- 四 電気、ガス、水道、電話及び冷暖房施設等の維持管理に関する事
- 五 不動産の管理及び処分に関する事
- 六 不動産登記に関する事
- 七 教職員宿舎の維持管理に関する事
- 八 施設設備の安全管理に関する事
- 九 防災・防火に係る施設設備に関する事
- 十 施設係に係る諸調査、統計及び報告に関する事

第6条 学生課の各組織は、次の事務をつかさどる

課長補佐

- 一 学生課の総括及び連絡調整に関する事
- 二 学務に係る重要な企画及び立案に関する事
- 三 学務に係る将来構想に関する事
- 四 入試業務全般に係る総括及び入試広報に関する事

教務・入試係

- 一 教育課程の編成，授業及び試験に関すること
- 二 学生の退学，転学，休学，復学及び卒業等学籍の異動に関すること
- 三 学生の指導要録その他学生の諸記録の整理保管に関すること
- 四 進級及び卒業の認定に関すること
- 五 学生の身分，成績，卒業等の証明に関すること
- 六 学生の校外見学及等に関すること
- 七 卒業証書交付に関すること
- 八 学生のインターンシップに関すること
- 九 学生の進学に関すること
- 十 CBTに関すること
- 十一 学生に係る特別講演会等に関すること
- 十二 教科書及び補助教材に関すること
- 十三 非常勤講師に関すること
- 十四 学生課に属する公印の管守に関すること
- 十五 授業評価に関すること
- 十六 専攻科学生の退学，転学，休学，復学及び修了等学籍の異動に関すること
- 十七 専攻科学生の諸記録の整理保管に関すること
- 十八 専攻科学生の修了の認定，学位申請に関すること
- 十九 専攻科学生の身分，成績，修了等の証明に関すること
- 二十 専攻科の学外研修等に関すること
- 二十一 専攻科学生の修了証書等の交付に関すること
- 二十二 専攻科学生のインターンシップに関すること
- 二十三 専攻科学生に係る特別講演会等に関すること
- 二十四 「連携」教育プログラムに関すること
- 二十五 学生の募集及び入学者選抜に関すること
- 二十六 専攻科学生の募集及び入学者選抜に関すること
- 二十七 学生の入学許可に関すること
- 二十八 私費留学生の入試に関すること
- 二十九 研究生，聴講生及び科目等履修生に関すること
- 三十 所掌に係る諸調査，統計及び報告に関すること
- 三十一 その他学生課に係る事務のうち，他係及び室に属しない事項に関すること

学生係

- 一 学生の課外教育活動に関すること
- 二 学生の団体に関すること
- 三 奨学生に関すること
- 四 授業料の免除等に関すること
- 五 学生旅客運賃割引証，通学証明書及び諸証明に関すること
- 六 体育大会に関すること

- 七 ロボットコンテスト等の出場支援に関する事
- 八 高専祭に関する事
- 九 学生の就職及びアルバイトに関する事
- 十 学生のキャリア支援に関する事
- 十一 キャンパスの編集，発行に関する事
- 十二 学生の集会，印刷物，掲示等に関する事
- 十三 学生の表彰及び懲戒に関する事
- 十四 学生の保健衛生及び保健施設の管理運営に関する事
- 十五 日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関する事
- 十六 学校医に関する事
- 十七 学生の支援に関する事
- 十八 学生係に係る諸調査，統計及び報告に関する事
- 十九 その他学生の厚生補導に関する事

寮務係

- 一 学寮の管理運営に関する事
- 二 寮生の保健衛生並びに栄養管理に関する事
- 三 学寮食堂の給食業務委託に関する事
- 四 寮生の団体，集会等に関する事
- 五 寮生の厚生補導に関する事
- 六 寄宿料の免除等に関する事
- 七 学寮における教員の宿日直に関する事
- 八 寮務係に係る諸調査，統計及び報告に関する事
- 九 その他寮務に関する事

図書・情報係

- 一 教育支援センターの業務のうち副センター長（図書）の担当に関する事及び教育支援センター運営会議に関する事
- 二 統合図書館システムに関する事
- 三 図書館棟1階のラーニング commons の管理に関する事
- 四 図書等資料の調達等契約，整備等に関する事
- 五 図書等資料の管理，閲覧及び貸出等に関する事
- 六 研究紀要の編集及び発行に関する事
- 七 学生証の電子化に関する事
- 八 学内で使用する国立高等専門学校機構とマイクロソフト社との包括契約に基づくソフトウェアの運用に関する事
- 九 「しなやかエンジニア」教育プログラムに関する事
- 十 教育支援センターの業務のうち副センター長（情報システム）の担当に関する事
- 十一 図書・情報係に係る諸調査，統計及び報告に関する事

国際交流係

- 一 国際交流に関する事

- 二 「グローバルエンジニア養成」教育プログラムに関すること
- 三 国際交流係に係る諸調査，統計及び報告に関すること

附 則

- 1 この規程は，平成19年4月1日から施行する。
- 2 奈良工業高等専門学校事務組織規程（昭和42年4月1日制定）は，廃止する。

附 則

この規程は，平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成27年11月12日から施行する。

附 則

この規程は，平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，令和2年5月14日から施行し，令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は，令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は，令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，令和5年10月1日から施行する。

附 則

この規程は，令和6年10月1日から施行する。